

柏市病児保育事業委託事業者選考審査基準

1 基本事項

柏市病児保育事業委託の事業者を公募し、申し込みのあった者の中から、柏市プロポーザル方式選定委員会（病児保育事業委託）において、優先交渉権者を選考するための審査方法及び基準を定めるもの。

2 審査方法

審査委員は、別表1「柏市病児保育事業委託事業者選考審査基準表」に従い、「特に優れている」、「優れている」、「普通」、「劣っている」、「かなり劣っている」の5段階で評価・採点を行う。

3 配点

各審査委員の配分される評価基礎点は170点満点とし、これに加算点（30点満点）を加えた点数を評価点（200点満点）とする。

4 審査の方法

- (1) 評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選考する。
- (2) 評価点が最も高い者が複数いる場合は、重要度Aの評価項目のみの評価点を合計し、最も高い者を優先交渉権者として選考する。重要度Aの評価項目の評価点の比較においても選考ができない場合は、病児・病後児保事業の実施施設数を比較し、最も施設数が多い者を優先する。
- (3) 審査の結果、評価点の合計が各審査委員に配点された評価基礎点の合計6割に満たない場合は、応募者が1者の場合であっても、優先交渉権者として選考しないものとする。